

県内自治体の旗の制定状況

沖縄県旗の制定

昭和47年10月13日
告示第135号

沖縄県旗を次のとおり定めたので告示します。

- 1 沖縄県旗の地色は白とし、県章部分の外円、内円を赤(マンセル値3.5R4.0 / 16.0)染め抜きとする。
- 2 沖縄県旗の図法は、次のとおりとする。

うるま市旗

平成18年3月1日
告示第33号

1 市旗



2 市旗の規格及び色

- (1) 市旗の寸法の比率は、縦2に対し横3の割合とする。
- (2) 市章の配置は、市旗の中央とし、市章の大きさは、市旗の縦の長さの100分の65とする。
- (3) 市旗の地色は、白色とし、市章の色は、うるま市章の制定(平成18年うるま市告示第32号)の定めるところによる。

宮古島市旗

平成17年10月1日
告示第203号

- 1 市旗は、白色の地に3色の市章を配する。
- 2 縦2 横3の比率とする。
- 3 市章の位置は旗面の中心とし、章の直径は旗面の縦面の10分の7とする。

糸満市旗

1971年12月1日
告示第42号

- 1 市旗は、紫色の地に白色の市章を配する。
- 2 縦2、横3の比率とする。
- 3 市章の位置は旗面の中心とし、市章の直径は旗面の縦の10分の6とする。

豊見城市旗

(平成14年4月1日告示第23号)

豊見城市旗を次のとおり定める。

(1) 市旗の制式

ア 市内で用いる市旗



イ 本市を表示する必要がある場合に用いる市旗



(2) 寸法の割合及び市章の位置

ア 市旗の縦横の比率は、縦2、横3とする。

イ 市章は、旗面の中心に配する。

ウ 市章の直径は、市旗の縦の長さの5分の3とする。

エ 「豊見城市」の文字は、かい書を用い、前号イ図のとおり配字する。この場合、市章は「豊見城市」の文字とのバランスを考慮して配するものとする。

(3) 彩色

市旗は、地を紫色(DIC257)とし、市章及び文字を白色とする。